

## ジョン・ロック所有論の再検討(一)

森 村 進

一 序

二 最近の研究書(3まで本号)

三 ロック理論の評価

### 一 序

夜警国家論的な自由尊重主義(リバタリアニズム)を現代に復活させたロバート・ノージックの『アナキー・国家・ユートピア』(Nozick [1974], 文献については本稿末尾の文献目録を見よ)の刊行以来、英語圏の法哲学・社会哲学ではジョン・ロックの『統治論一篇』、特にその第二篇第五章の所有(Property)論が、私有財産制度への賛否をめぐって活発な議論の対象になっている。(日本語で読める文献として、Wolf [1991], ch. 4 およびそこに言及)

れている文献を見よ。)ところがそのような再活性化の波は、日本ではうっかりすると見逃しかねないような小波になっている。これはロックの所有論が日本で関心を持たれてきていないということではない。一九八〇年代以降だけを見ても、所有論を含むロックの社会思想についてのまとまった研究は決して少なくない。しかしそのような研究はほとんどが社会経済史(たとえば生越「一九九一」、伊藤「一九九二」)や思想史(たとえば友岡「一九八六」、加藤「一九八七」)の関心からのもので、ロックの議論とその今日的意義を歴史的意義とは別に検討しようとするものは、比較的短編の論文(下川「一九八九」「一九九二」、桜井「一九八九」「一九九〇」、三島「一九九二」)に限られる。このことは彼の所有論がアメリカの独立宣言やヴァージニア権利宣言に影響を与えた(種谷「一九七一」第三章第一節第三款)だけでなく、近代の所有権論に甚大な影響を及ぼしてきていることを考えれば、改善すべき状態である。

社会経済史の関心からの研究者たちは、ロックの所有論が弁護しようとしている生産様式はマクファーンソン(Macpherson [1962])が主張したように資本家と労働者が分化している産業資本主義だとか、それとも農業資本主義だとか、あるいは原始的蓄積過程の重商主義だとか、また本来の意味におけるマニファクチュアだという説もあったかどうか、ともかく何かの経済史的カテゴリーにあてはめることを目指しており、ロックの議論が今日でも意義を持つかという発想は始めから念頭にないようである。政治思想の研究にあたって、思想家をまず特定の経済的利害の代弁者として見るこのようなアプローチがどのくらい有益かは、プラトンやアリストテレスの著作を古代奴隷制の弁護論としてだけ見てみることを想像しさえすればわかる。経済史の研究にとってはこのアプローチで構わないのかもしれないが、それは私にはなはだあきたらない。

これに対して、思想史の関心からの研究はもっとロックの思想に内在的な議論をすと期待されるかもしれない。ところがそれは期待はずれに終わりそうである。思想史的研究も、ロックの思想を名譽革命当時の政治的・知的・個

人的文脈に即して理解することを主眼としている限り、時代を越えた意義をそこに見いだそうとしない点では社会経済史的研究と変わらない。たとえばロックの思想におけるキリスト教を重視する加藤節は「ロックの思想が、我々を取り巻く現代の問題の解決に直接役立つことは、おそらくない」とか、「ロックと我々との距離は殆ど無限大」だと言う（加藤「一九八七」一九九ページ。もっともその直後で、彼の「強靱な思考態度」には「今日汲むべき切実なものがある」とするが）。

これらの著者の研究をいくら読んでも、ロックの所有論が今日の英米の哲学者の間で、まるでわれわれの同時代人の議論のように批評されているという事情をうかがうことはできないだろう。日本のこれらの研究者がその事情に全く無知なはずはないが、それでも彼らはロックの著作はその元来の環境を離れては意義の乏しいものだと思なしているらしい。彼らはその思想をあたかも博物館に収められた過ぎ去った時代の遺品のように取り扱うのである。

私の考えはそれとは異なる。私はロックの思想全体について述べる能力はとうてい持っていないが、少なくともその所有論には、十七世紀末のイギリスだけでなく今日に至るまで人間社会のあるところならばどこでも通用する、あるいは少なくともその可能性を持つ、重要な要素があると考える。ロックが特に熱心に正当化しようとしているかに見える私的土地所有は、人類史上決して普遍的な制度ではないだろう。（ロックの時代のイングランドの土地所有がどのくらい共同体的だったか、あるいは個人的だったかについては私は不案内だが、題名にひかれて読んだマクファールの『イギリス個人主義の起源——家族・財産・社会変化』(Macfarlan [1978] の邦訳)によると、遅くとも十三世紀以後のイングランドの土地所有は、産業革命の起きた十八世紀末以降と同様に個人主義的だったという。しかしその本の「訳者あとがき」によると、この説に対しては批判も多いという。）しかし私有であれ共有であれ、財産所有というものは人間社会に普遍的な制度であって、近代に特有の制度ではない。この点でロックの所有論は現代的

とか今日のというよりはむしろ永久の意義を有する。無論私もここでロックの議論のすべてが普遍的な意義を持つとは思わない。彼のキリスト教的前提はそのままの形では、聖書の權威を信する人にしか通用しない。また彼に先行する自然法論者の議論と概念枠組を背景にしてこそ、彼の所有論は十分に理解できるといふこともあるだろう。(タリーの研究(Tully [1980])には批判も多いが、その点を明らかにしたという役割は大きい)。そしてそのような思想的・觀念史的研究がそれ自体で意義があり興味深くもあるということを私は否定しない。私も博物館は好きだ。しかしこれらの事情も、彼の所有論を十七世紀末イングランドの社会的文脈から救出して、われわれの同時代人の著作のように扱って批判や弁護や再解釈や評価の対象にすることを妨げるものではない。

このアプローチを分析的アプローチと呼ぶことにしよう。それは特定の社会的条件に徹頭徹尾依存した政論には不向きだろうが、ロックの『統治論』、特にその第二篇に対しては有用である。ロックがいついかなる政治的状況の下でいかなる目的と動機からこの著作を書いたかについてはいくつもの博学的研究がなされているが、その目的と動機がどうだったのであれ、この著作が当時のイギリスの状態に言及している部分は意外に少ない。それはむしろ第二篇の副題に言うように「市民的な統治(Civil Government)の真の起源と範圍と目的とに関する試論」、それもごく一般的な議論である。ロックはその議論を当時のイギリスだけに妥当するものとして提出したのではない。理性ある人ならば誰でも認めるであろう普遍的な議論として提供したのである。アナクロニズムに陥ることを恐れてばかりいない分析的アプローチこそロックの意に添う解釈方法である。

もっともこのアプローチがロック自身の是認するものだとしても、それがどのくらい実り多いものかはまた別の問題である。後世に残すべく著作をした思想家はたくさんいるが、彼らの著作の大部分はかりに物理的に残ってはいても、今日全く読むに値しないか、せいぜい専門的な思想史か社会史の研究にとってしか意味がないものになっている。

だがロックがそのような小物だと考える哲学者はほとんどいないだろう。とはいえロック所有論への分析的アプローチが有利なものであると主張するための何よりの方法は、それを実際にやってみて、彼の議論が今でも検討に値することを示すことである。最近のロック所有論研究の中にはこのアプローチをとってそれに成功しているものがある。すでに述べたことから想像されるように、分析的アプローチをとったこれらの研究は管見の限り日本ではほとんど紹介されていないので、私は本稿でそれらのうち重要な単行本の内容を少し立ち入って紹介して批判し、その後もっと一般的にロックの所有論の検討を行う。なお最初に取り上げるバックルの『自然法と所有理論』(Buckle [1991])は分析的アプローチよりもむしろ専ら思想史のアプローチに属するものだが、最新の重要な研究であり、ロック所有論の解釈でも大変説得的なので、ここで取り上げることにする。

## 二 最近の研究書

### 1 バックルの『自然法と所有理論——グロテイウスからヒュームへ』

本書はロックの所有論だけを中心的なテーマとするものではないが、それを十七・十八世紀ヨーロッパの政治理論の展開の中に位置づけることによって、注目すべき解釈を行っている。最初に簡単に言うると、著者バックル(メルボルンの La Trobe University 哲学講師)はロックを、グロテイウス、プーフエンドルフの大陸近世自然法論のテーマを発展させ、ハチスン、ヒュームのスコットランドの道徳感覚理論によって批判的に継承された、経験主義的自然法論者として見ている。その解釈の一つの支えは、グロテイウスとプーフエンドルフにおける "sumum" とハチスンとロックにおける "property" とヒュームにおける "self-love" が彼らの政治思想上同じような役割を果たしたという主

張である。

本書は五章からなり、それぞれ右にあげた五人の政治理論、特に所有・財産に関する議論を年代順に検討しながら彼らの間の継続性を明らかにするという論述の方法を取っている。所有権の基礎づけの問題に重点を置きながら各章の内容を紹介しよう。

### (1) 内容の紹介

第一章「フーゴー・グロティウス」は、「ヒュームの脚注」と題された節からはじまる。ヒュームは『道徳原理の研究』の末尾に近い、正義に関する補論の脚注の中で、「所有の起源、従ってまた正義の起源に関するこの理論は、大体においてグロティウスによって暗示され採用されたものと同一である」と述べ、それに続いて、原始時代における所有権の発生についての『戦争と平和の法』第二巻第二章第二節四―五の推測的歴史の部分を用いている。しかしこの脚注を読むだけでは、グロティウスとヒュームの所有権論の間の関係は全然明らかにはならない。その関係を理解するためには、両者をつなぐ自然法理論の知的伝統を知る必要がある。ただしバックルによると、その伝統の検討においては、ホッブズのような絶対主義の支持者の議論を取り上げることができない。なぜなら所有権論は反絶対主義の政治理論だからである。

さて、グロティウスは所有権等の実定法が自然法に従って発生したと考えた、とバックルは述べる。原始の状態で最初に発生したのは、あらゆる物に対する万人に普遍的な使用权——それは共有への権利とは異なる——だったが、そこからさらに排他的な消費権が発生した。これが自然な所有権の起源である。それを実定法が認めたのが、先占(occupatio)による所有権取得のルールである。社会の発展につれて、その先有の方法は拡張され、必ずしも物理

的な支配を必要としないほどになった。グロティウスの言う自然法とは、正しい理性の命令であって、それは人間の本能や情念と対立するものではない。理性の命令はなにかんずく、グロティウスがストア派から取り入れた人間の基本的な社交性 (socialness) という観念と密接に結び付いているが、社交性は人間社会の基盤として、人々に財産の共有よりもむしろ個々人の私有財産の尊重を命ずるのである。各個人に属するものは "summi" (「彼/彼女のもの」) というラテン語で表現される。その内容は基本的には生命・身体・自由を含むが、さらに自然の資源の使用や消費、さらに近代的な私的所有権にまで拡張される。この歴史的過程は次のように説明される。——元来の普遍的使用権の状態は、「徳についての認識よりもむしろ悪徳についての無知」に起因するにすぎない不安定なものだったので、①ささいな楽しみ追求、②競争心、③野心という三つの形の墮落が生ずると、人類の保全のために、黙示の合意によって段階的に私有財産の制度が確立してきた。ただしこの状態になっても、緊急時に困窮者は他人の財産を使用することができ。——この歴史的発展の背後には、社会の便宜という自然の法が働いている。従ってグロティウスの理性主義的自然法論においては、理性というものは決して抽象的な原理ではなく、歴史の中で働いている力だった。

だが思想家たちは、後にアダム・スミスが『法学講義』で詳細に展開することになる、グロティウスの所有論の発展史的性質を軽視しがちである。それは彼が依存した史料が主として「創世紀」だったからだが、現代のわれわれとは違って、グロティウスにとってはそれは神話ではなく、歴史史料として十分な価値を持つものだった。

第二章「サムエル・プーフンドルフ」が紹介しているプーフンドルフの説も基本的にはグロティウスのものによく似ている。実際彼が当時持っていた権威は、グロティウスの解説者としての地位に負うところが大きい。しかしバックルはプーフンドルフ独自の特徴として次の要素をあげている。グロティウスに比べると、彼の自然法論は神意の役割を重視する。その人間観はそれほど個人主義的ではない。

所有の理論に移ると、プーフェンドルフは時と場所によって違う所有権の發展過程に影響する要件として、①財の相対的な希少性（そのために来る闘争を避けるために、所有権が確立されなければならない）と②諸個人の労働の相違（たくさん働いた者がたくさん資源を得るのが妥当である）をあげた。また彼は原始の状態が「積極的共有（Positive community）」ではなく「消極的共有（negative community）」と見なされるべきことをグロティウス以上に強調した。積極的共有ならばその状態の解消のためには全員の合意が必要とされるが、消極的共有ならばそれは全員が利用の自由を持っているという状態にすぎない（従ってそれは民法でいう「共有」とは全く違い、むしろ無主の状態にあたる）から、私的所有がはるかに正当化しやすくなる。また彼は所有の形態の決定にあたって契約が果たす役割をグロティウスよりも強調した。しかし所有権が人間の社交性の要請から段階をへて必然的に出てくるという意味において、自然であるとともに歴史的でもあると考えた点で、プーフェンドルフはグロティウスと変わらない。

なおプーフェンドルフは「自然な状態」という表現に三つの意味があると指摘した。一つは人間として存在に必要な状態という意味であり、それに対立するのは不自然な（獸的な）状態である。第二の意味は他の人々との協力が無い孤立無援の状態であり、第三の意味は自然的自由の状態である。第二と第三の「自然な状態」に対立するのは後発的（adventitious）な状態である。すると所有権は第二と第三の意味では「自然」ではないが、第一の意味では「自然」なものだと見なすことができる。プーフェンドルフのこの区別は、後にヒュームが『人間本性論』第三篇第二部第一節で、正義の徳は「自然的」と対立する意味で「人為的（artificial）」だが、「恣意的（arbitrary）」なわけではないと指摘したのと軌を一にしている。

第三章「ジョン・ロック」は、「自然法の基礎」、「自然法の特徴」、「所有——その起源と發展」という三つの節からなっている。バックルは第一節でロックの自然法論における主意主義と理性主義とが矛盾しないと説き、第二節で

はロック初期の『自然法論』の思想がグロテイウスとプーフエンドルフ、特に後者と似ていると指摘するが、最後に「ロックの」自然法は生得的観念の集まりではなくて、感覚経験の理性的反省によって発見される」(p. 147)と書いている。この点は次の第三節の主題に関係する。そこでは主として『統治論』第二篇第五章の所有論を根拠に、ロックが自然法の認識は歴史的に発展するものだと考えていたことが入念に立証されるのである。第三節はさらに以下の三つの部分に分かれる。

(1)「労働・ワークマンシップ・保全」——『自然法論』と比較した『統治論』の顕著な特徴は、労働(Labour)の生産的能力が人間の生活を向上させているという洞察にある。労働は神意にかなった活動である。労働が資源の価値を増すから、人間社会は「ゼロサム・ゲーム」的状况ではないという発想は第二篇第五章の至るところ(たとえば、第三十二—四、四十、四十二節)に見られる。タリーの用語を用いてこの観念を「ワークマンシップ・モデル」と呼ぶことにするが、それがロックの所有起源論の基礎にあることがわかると、いくつかの重要な帰結が出てくる。第一に、(物に労働を混ぜることによって専有する(appropriate))というロックのメタファーを過大評価すべきではない。価値を作り出す活動だけが労働として認められるのであって、単に自分の所有物を外部の物に混ぜただけで後者を専有できるわけではない。従ってノージックが『アナキー・国家・ユートピア』の中で提起した、自分が持っているトマトジュースを海に混ぜたら海が自分の物になるのかという問題は生じない。第二に、ロックが称賛する勤勉は、富の蓄積に向けられておらず、世界の改善に向けられている。このようにして専有は大地の元来の豊かさを損なうわけではなくむしろ拡大するのだから、それは他者を害するものではない。さてロックは専有について二つの条件をつけたように見える。その第一は「腐敗(spoilage)」の条件であって、「そこなったり破壊したりするため」(第三十一節)の所有は認められない。しかしロックは貨幣の導入によってこの条件が無用になったと考えた。

なぜなら貨幣は腐らないから、いくら集めてもその価値がなくならないからである。彼は貨幣の退職がその無駄遣いになりうるとは考えなかった。専有の第二の条件はもっと議論の対象になってきたものである。ロックは専有のあとでも資源が「少なくとも共有物として他人にも十分に、そして同じようにたっぷり (enough, and as good) 残されている場合には」(第二十七節) 専有が認められると書いている。ノージックはこの十分性の条件を「ロック的但し書き」と呼んだ。十分性の条件は専有の必要条件として解釈されることが多いが、専有の十分条件として解釈することもできるし、その方が一層適切である。専有のおかげで人々が元来共有していたような資源は乏しくなるが、その生活は向上するから、十分性の条件は常に満たされることになる。

ただしロックは困窮者の緊急時の権利も認めている。彼は『統治論』第一篇四十二節で次のように書いています。

正義が万人に自らの誠実な勤勉の産物と先祖から伝えられた正当な獲得物への権原を与えるように、慈愛 (Charity) は、他に生きて行く手段がない場合、極端な欠乏から自らを救うだけの分の他人の余剰物への権原を万人に与える。「強調は原文ではイタリック。これ以降のロックからの引用箇所でも同じ」

この立場はグロテュウスやプーフエンドルフに近いが、ロックは自己保存の傾向の正当性をはっきりと認めている点に特徴がある。

②「所有と政治的自由」——『統治論』の所有論の政治的な意義は、フィルマーの『族長論』のような王権神授説に回答して、個人の所有権を王権による侵食から守ることにあった。ロックの所有(権)＝財産の概念には次のような特徴がある。第一に、よく指摘されるように、彼はこの中に物質的な財だけでなく、「生命、自由、資産 (Estate)」(第二篇八十七節)をも含める。第二に、彼は生命と自由を処分・譲渡のできない権利と考えた。このようにして、彼は自分自身の人身＝人格 (Person) への所有権を認めた。すると結局彼の "property" はグロテュウスとプーフ

ンドルフの“*sum*”に極めてよく似た概念である。すでに Oliverson [1974] は、“*sum*”と十七世紀英語における“*propriety*”と“*property*”とがほぼ同義語であると指摘している。

〈自らの労働を混ぜる〉という表現は、“*sum*”が外物に拡張されるというメタファーを反映するが、ロックの議論では専有による所有権の獲得はワークマンシップ・モデルと自己保存の権利によって正当化されるので、混合というメタファーはむしろ誤解を招くものである。

自己保存のためには自然状態では不都合が多いから、人々は政治社会を形成すべき理由がある。しかし政治社会でも、他者の恣意的な意志に服従しないという意味での自由は必要である。それゆえ自己保存と自己所有の権利は、奴隷制の正当性を否定する。

③「所有の歴史——言葉と対象」——ロックの所有論をあまり現代的に理解すべきではない。第一に彼の労働の観念はワークマンシップ・モデルのなかで理解されるべきである。また財産の中には譲渡できないものもあるのだから、所有は必ずしも絶対的な支配権を意味するわけでもない。それが意味しているのはむしろ、個人への排他的な帰属という観念である。ロックにとって所有は政治的自由と物質的繁栄の基礎である。

最近タリーはロックの所有論を、元来の積極的共有から生じた個人の使用权の弁護論として解釈している。この解釈は間違っている。積極的共有の状態だったら、個人が他のメンバーの同意なしに専有することなどできないはずである。タリーもロックの共有の解釈が消極的共有であることを結局のところ実質上認めている。またロックは“*property*”という言葉によって私有財産ではなく共有財産を意味していたというタリーの主張も誤読である。

ロックの議論を解釈するにあたって注意しなければならないことは、彼の所有論は所有の概念を分析しているのではなく、その起源と発展を語っているということである。その自然史は、原始的な消極的共有の自然状態と、貨幣

の導入後の大規模な所有の成立と生活状態の向上、さらには政府の設立と法規による所有権の規制という状態からなっている。ロックは近代の法律による所有権の規制についてはほとんど書いていない。おそらくそれはその内容が国によって違うからだろう。しかしその法律も所有権の内容を根本的に変えるものではなく、むしろそれを確定するものである。(「労働と勤勉によってはじまった所有権は、契約と合意によって確定される (settled) ことになった」第二篇第四十五節。) 政治社会における所有権は、人間の自己保存的活動から自然に発生し、変化する状況に適合してきたものである。

第四章「フランスス・ハチスン」は、自己所有権の不可讓性、富の創造にとつての労働の重要性、道徳的心理學と認識論への関心といった、ロックの残した多様なテーマをハチスンがいかに統一したかを検討する。彼を含めて十八世紀スコットランド啓蒙の學者たちは、ロックを大陸自然法論の繼承者として見ていた。

ハチスンは道徳感覚と美の感覚をアナロジカルにとらえ、道徳感覚の觀念によつて自然法を基礎づけようとした。また彼は權利を一般的な善を向上させるように行動する能力と考えた。そのため彼の道徳理論の中には、社会全体の一般的善と区別された個人の利益の保護のために残されるものはほとんどなかった。

所有論において彼はロックの議論を受け継ぎ、所有は原始的な消極的共有から直接に(グロティウスやブーフエンドルフが考えたように契約によつてではなく)労働を通じて発生すると考えたが、ロックのように神學的前提を持ち込まなかった。彼はロックの議論のうちで、労働の重要さを特に重視した。彼は人口の増加によつて資源が稀少になると、人々の勤勉を促進するための動機づけとして所有の制度が導入されたと考えた。彼は同様にして財産の処分權も説明した。しかしロックが主權者の恣意的な意志からの私的財産の保護に関心を持ったのに対して、ハチスンは全体的な善の向上に関心を持った。そのために彼は國家の緊急權を広く認める傾向があった。

ヒュームは道德感覚の観念をハチスンから受け継いだ、そのスコープをもっと限定して、道德において理性のはたす役割を拡張した。また彼はハチスンにおいて重要だった〈人間の目的〉という観念も受け継がなかった。

第五章「デイヴィッド・ヒューム」は彼の道德哲学の方法の検討から始まる。バックルはその経験的・反アプリアリの方法を強調し、その懷疑主義的要素を控え目に見積もる。『人間本性論』第三巻は「共感 (sympathy)」という心理的原理によって道德感覚論を洗練させたものとして理解される。

しかしハチスンの議論を見てもわかったように、道德感覚論では正義という「人為的な徳」を説明できない。ではその正義の感覚はいかにして生じたのか? 「正義のシステムは社会的な生を支えるために必要なものに関する理性的反省によって生じ、そしてそれに基礎を置いている。社会的な生は、それが人間の生にもたらす大きな利益のゆえにそれ自体必要なものである」(p. 287)。ヒュームの立場は自然法論者と軌を一にする。所有権の発生は社会生活に大いに資するものだから、それは必然的な発展だったのである。従って所有権を自然法と呼んでも不適當ではない。ヒュームは自然法論者のように「sum」の観念に訴えかけたり個人の権利とか消極的共有とかいった概念を用いることはしないが、その代わりに「自愛」という、もはや弁護を必要としない原始的な自然な動機を用いて正義や政治秩序を非宗教的に説明する。ところでヒュームは所有制度のもたらす効用はすぐに目に見えるようなものではないということを強調している。ここから所有制度の確立はコンベンションによる緩慢な、そして自然な発展であるという特徴が出てくる。彼はこのようにして所有権の規則の起源を説明した。とはいえ彼は正義の感覚の動機づけの力を完全に説明できたわけではない。

ヒュームが十七世紀の大陸自然法論の所有論に付け加えたものは、英国の哲学者から受け継いだ行為の心理学である。彼が『道德原理の研究』の注でグロティウスの所有論への賛同を表明したのは、後者の個々の議論に賛成したか

らというよりは、その（潜在的に）非宗教的な発展史的アプローチに賛成したからである。ヒュームの目的はグロテイウスに代表される自然法論にとって代わるのではなく、それに人間性論という根拠を与えて完成させることだったのである。

(2) コメント

I 私は本書のうちロック（とせいぜいヒューム）以外の思想家を論じた部分については批評する能力を欠くが、管見の限り、ロックを自然的な大陸近世自然法とスコットランド啓蒙の伝統の中に割り込ませて位置づけた議論は多くないように思われる。たとえば法の進化論の系譜を語る Stein [1980] も、本書で取り上げている五人のうちロックだけは取り上げていない。バックルも言及している Hont and Ignatieff [1983] という論文は例外的にロックをこのコンテクストにおいているが、バックルの論述はそれよりもはるかに詳細である。ただしその論文がアダム・スミスまでをカバーしていることを思うと、バックルがヒュームで終わりにして、スミスの〈所有の歴史〉観についてはここそこで断片的に言及するだけなのは、望蜀の念を起こさせる。

ところでバックルはそのような個所の一つで、「アダム・スミスが後に『四段階論』——採集と狩猟・牧畜・農耕・商業——に発展させた、異なった生計様式をロックは認識していた。しかし彼がそれを進化の順序として見ていたかどうかは疑わしい。またいづれにせよ、根本的な発展は貨幣の発明である」(p. 147, n. 70)と書いている。バックルによると、ロックはグロテイウスやプーフENDORFと同様、基本的に人間の歴史を原始状態と貨幣成立後の社会状態に二分していたのである。しかし田中正司がつとに指摘しているように、ロックの『統治論』第二篇第五章の中には、歴史を狩猟社会・農耕社会・商業社会の三段階に分ける発想が見いだされる(田中「一九七九」第二部第四

章三)。すなわちその章の第二十六―三十一節では労働による所有のモデルとして自然の産物の採集と狩猟があげられているが、第三十二節以降では土地の占有による農業活動のモデルがあげられており、そしてさらに第四十六節以降では、貨幣の導入と商業によって「腐敗の条件」が事実上働かなくなり、富の蓄積が可能になることが指摘されるのである。バックルが田中のこの指摘を知っていたらロックの議論の発展史的性質をもっと強調したのではなからうか。

Ⅱ ロックの所有論については、バックルの解釈は全体として賛成できるものである。特に「自分の労働を混ぜる」という表現が本質的ではないという指摘は重要である。というのも、この一見形而上学的な表現が多く、その解釈者によってつまずきの石になり、ロックの説の積極的な評価を妨げてきたからである。ただしやや細かい点になるが、彼が「ロックの「他人にも十分に、そして同じようにたっぷり」というフレーズは専有の必要条件として考えられているのか、それとも十分条件として考えられているのか」という問題の設定をしているのはミスリーディングだと思う。むしろそれは、後で見るウォールドロンのように、(必要)条件として考えられているかそれとも事実としてか、と設定するべきだろう。なぜなら、要するにバックルの解釈によればロックは「十分に、そして同じようにたっぷり」とは貨幣経済の導入後でさえも満たされていると理解できる。それは元来の共有物の一部が専有されずに残っているからではなくて、土地やその他の資源の専有が、社会の豊かさを量の点からも入手利用可能性の点からも増大させるからである」(p. 188)と考えていたのだから、それは成立することも成立しないこともある条件というよりは、動かせない一般的な事実なのである。そしてそれを「十分条件」と呼ぶことは、あたかもその条件が満たされなくても専有が正当化される場合があるかのような印象を与える(ところがロックはそのような場合について述べていない)から、誤解を与えかねない。

Ⅲ 最後にヒュームについて少し書いておこう。ヒュームによる財産権の自然史は『人間本性論』第三巻第二部の前半でかなり具体的に展開されていて（たとえば所有権↓同意による譲渡↓約束という三つの自然法の段階的発生など）、その中でロック風の〈労働による所有〉論への批判もなされているのに、バックルがその部分に主題的に触れず、もっぱらヒュームの道徳理論の一般的な検討に終始していることは少々奇妙に感じられる。またバックルが言うようにヒュームの「自愛」の観念はその道徳哲学においてロックやハチソンの「所有」と同じ役割を果たしたかもしれないが、ヒュームの道徳哲学は規範的というよりもむしろ記述的なものだから、彼をそれ以前の近世自然法論者と並べるにあたってはもっと限定をつけるべきかもしれない。さらにヒュームがロック（や他の十七世紀の自然法論者）と同じような仕方ですべて所有権を認めたとも言いたいだろう。ヒュームにとって所有権のシステムは個人の不可侵の権利のゆえではなく、それがもたらす社会的効用のゆえに重要だからである。

もっとも所有権に対するこのような視点の転換は、バックルの論述によると、ヒュームより前にすでにハチソンにおいて起きているようである。重大な変化はハチソンとヒュームの間ではなくロックとハチソンの間にあるらしい。

## 2 ウォールドロンの『私的所有への権利』

ウォールドロン（カリフォルニア大学バークレイ校法学・哲学教授。政治哲学・法哲学の領域で多くの著作がある）はこの著書（Waldron [1988]）で、私的所有権を弁護する議論のうち歴史的権原によるものと自由にとつての所有の重要性によるものの二つを比較検討して後者を支持し、さらにその実践的帰結をかなり抽象的なレベルでなから考察している。本書は四七〇ページにわたる大冊だが、著者は親切にも最初の三ページで結論を前もって要約しているの、それをまとめておこう。

——私的所有権は、個人の利益を道徳的に重視する「権利基底的 (right-based) 議論」によって正当化されるかというのが本書の問題である。これには二つの議論のラインがある。一つは「財産の所有は個人としての人格の倫理的発展に大きく寄与する」というヘーゲル的アプローチであり、もう一つは「尊重すべき利益は、人が自分のしたこと、あるいは自分に起こったことだけを理由として持つ利益である」というロック・ノージック的なアプローチである。所有権は、前者のアプローチによれば「一般権 (general right)」であり、後者によれば「特別権 (special right)」である。しかしロックもノージックも特別権としての所有権を弁護する十分な議論を提出していない。もともとロックの議論には欠陥があるものの、彼は生存への一般権を支持する議論も提出している。ヘーゲル的アプローチの方がロック・ノージック的アプローチよりも難点が少ないが、私的所有と人格の発展との関係はヘーゲル自身が生きているよりも明確にされる必要がある。ヘーゲル的アプローチは、万人が財産所有者であることを要求する。私的所有権は無制約な財の処分の自由を必ず含まなければならないと考えるべき理由はない。それは財産所有の完全な平等までは要求しないが、「現代の資本主義諸国に見られる巨大な不平等」を正当と見なすものではない。(pp. 35)

ここからもわかるように、本書はロックの所有論を批判されるべき対象として扱っている。私はその批判的検討におけるウォールドロンの本当の論敵はむしろノージックだったのではないかと考える。ウォールドロンはノージックに代表される現代の自由尊重主義の所有権論を論駁するために、その基盤を提供するロックの議論を批判したように思われる。なぜならノージックは明示的にロックの所有権論を受け入れているわけではないが、それを概ね受け入れていると解釈するのが合理的だからである(森村「一九九四」二八五ページ)。以下の紹介ではこのロック所有論の検討の部分に焦点を当てる。

## (1) 内容の紹介

本書は二部に分かれており、第一部「フレイムワーク」は概念枠組みを提供する。第一章「序説」は本書が功利主義的な私有財産弁護論を取り上げないことを断っている。次に著者は私的所有権という観念を①搾取からの自由、②自然権的所有権、③財産を保有できる資格、④私有財産を持つ一般的権利という四つのカテゴリーに分ける。ロックの説は②を主張するが、ヘーゲルの説は④につながるものである。第二章「私的所有とは何か？」は、共有など他の所有形態から区別された私有の理念型を提出する。第三章「権利基底的議論」は、本書が採用する権利基底的議論と功利主義やカント的義務基底的議論との相違を説明するとともに、権利概念についてのいくつかの説を検討している。第四章「特別権と一般権」は本書で重視されるこの区別の説明にあてられる。特別権は、たとえば契約とか先占とかいった偶有的 (contingent) な出来事から生ずる、条件付きの権利であり、一般権は一般的な状況から生ずる無条件の権利である。

第二部「諸議論」が本書の中心を占める。第五章「所有権の弁護」はその序論にあたるもので、私的所有の弁護には特別権に基づくものと一般権に基づくものに分けられると指摘する。第六―七章は前者を検討し、第八―十二章は大体において後者を検討する。また第五章で、著者はロックとヘーゲルとノージックが同一の〈私的所有権の弁護〉という課題にたずさわったとみなす自らの非歴史主義的解釈への反論に対して答える。――あらゆる政治理論が歴史的文脈とわがちがたく結びついているわけではない。

第六章「所有に関するロックの議論」は、本文の四分の一を超える、他のどの章よりも抜群に長い章である。著者はまずロックの議論における神学的前提の過大評価に反対して、そのような前提（人間は世界の資源を利用できる）など）は非宗教的な用語によって言い換えることができると論じてから、以下のように個々の重要なトピックを検討

する。

——ロックは所有論の出発点として原始的共有の状態を想定したが、それはフィルマーも気付いていたように私的所有の正当性と矛盾するように思われる。ロックはこの問題に対して、プーフェンドルフのように合意による私的所有の成立を想定するよりも、原始的共有を消極的共有（自然の資源に対する万人の請求権ではなく、単なる使用の自由、すなわち、使用してはならないという義務の不存在）としてとらえた。タリーは、この解釈に反対する点で、またロックの所有の觀念の私権性を否定し、彼の所有権は常に人類の保全という社会的機能を条件としていたと主張する点でも、間違っている。

さて私的所有はロックによるといかにして発生したのか？ 彼は『統治論』第二論第五章の最初（第二十六、二十八節）では、個人が食物を専有できないことには生存できないという理由をあげたが、この理由が確立する所有権はごく限られたものにすぎない。また彼は私的な土地所有の方が共有よりも効率的だとも言っていない。むしろロックが専有の基礎として考えていたのは、単なる先占（first occupancy）と區別された、労働（labour）である。だが専有は他者からその資源の使用の自由を奪う以上、ロックはどうして最初の労働投下だけがその資源の専有に至るのかを説明しなければならぬ。彼はその正当化のために自己所有の觀念を持ち出している（第二十七節）。この觀念は、人間が神の作品であり所有物だという觀念と矛盾するものではない。しかしそれが具体的にいかなる権利を含むのか、特に所有権を含むのかは問題である。〈労働を混ぜることによって専有する〉という觀念（同上）が持ち出されるかもしれないが、この觀念は文字通りに取れば、労働という無形の活動を物理的な対象のように取り扱うカテゴリー・ミステークを犯しているように見える。またある所有物を他の物に混ぜるとなぜ所有者は前者を失うのではなく後者を専有できることになるのか、なぜ価値増加だけでなく対象物全部に所有権が及ぶのか、といった難問も

生じる。

ロックは物の価値の大部分は労働によるという〈価値の労働説〉(第四十一―四十三節)によってこれらの反論に答えるかもしれない。しかしこの議論は土地にあてはまるかもしれないが、自然状態から採集された物についてはもともとらしくない。またこの議論にとっては〈労働を混ぜる〉という表現は必要ではない。この表現を用いずに所有者の権限を説明できるような解釈方法はあるだろうか? 第一は一体化 (identification) による議論、つまり「所有者は、その人身への尊重がその権原への尊重を要求するような仕方での自分の対象物と一体化する」(p. 194) という発想である。しかし一体化がなされるためには、それより前にすでに確定した期待が必要なはずである。第二の解釈は創造による説明である。ロックは造物主としての神の所有権について語っている(第一論第五十三節、第二論第六節)が、それと同様に所有者は創造によって所有権を獲得すると考えられるかもしれない。だが神による無からの創造と人間による創造を同一視することは無理だし、ロック自身そのような観念を持ち出していない。第三の解釈は、「所有者はその徳性への報いとして排他的権原に値する (deserve)」(p. 201) という、功績の観念によるものである。しかしロックは功績の考慮をまったくなく労働が専有を生むように考えている。

ロックは専有された資源は利用されなければならないという「腐敗 (spoliation) の但し書き」を所有権に課した。それと同様に「他人にも十分に、そして同じようにたっぷりと残されている」(第二論第二十七節。ほか第三十三節) という、いわゆる「十分性 (sufficiency) の制約」をも専有に課したと通常解されているが、その解釈は正しくない。十分性は制約ではなく、世界の初期の段階において成立していた事実すぎない。しかしその条件があてはまらなくなった後でも専有は正当でありうる。なぜならそうでなければ人々の自己保存が不可能だからである。ノージックは十分性の制約を、専有は他人の状況に純損を与えてはならないという趣旨だと解釈するが、そうすると何を悪化

のベースラインと見なすかという難問が生じる。またその制約を「専有すべきものが、他人にも十分に、そして同じようにたっぷりとある」(p. 216) という風に理解すると、所有権は特別権ではなくて、(専有への機会を要求する) 一般権になるが、ロックは生存への権利をこえてそのような一般権的財産権を認めるつもりはなかった。

ロックは、貨幣の導入によって人々は「腐敗の但し書き」にもかかわらず個人的な消費にあてる以上の財、特に土地を蓄えることができるようになったと述べる(第二篇第四十六、五十節)。彼は貨幣の導入が人口の増加を可能にするのでよいことだと考えていた。それが物質的不平等を拡大することにも彼は気付いていたが、人々は貨幣を用いることによって暗黙のうちにこの不平等に同意したと考えた。だがこの議論は成功していない。万人が貨幣の導入に同意したとは限らない(しかしそれでも貨幣制度は成立しうる)し、貨幣の導入への同意はその結果たる不平等への同意とは別だからである。

ロックの自然状態にも賃金労働はあったのだろうか? タリーの否定説は成立しない。ロックが「私の召使が刈った芝生[……]は誰の指示や同意もなしに私の所有物となる」(第二十八節)と言ひ、また専制的な奴隷と区別された、契約による「苦役(Drudgery)」の正当性を認めている(第二十四節)ことは肯定説を支持する。ロックは労働者の「疎外」についての現代的な懸念を持っていなかった。

自然状態から市民社会に移行した後の財産権はもはや自然権ではなく規約的な権利になるとの解釈がある。タリーはさらに、市民社会における財は公有の財産になるとまで主張する。しかし実定法が所有を“determine”したり“regulate”したり“settle”したりするとロックが言っているのは、確定するという意味であって、創造するという意味ではない。国家は市民からその所有物を同意なしに奪ってはならないのである。

最後にロックによると死後の財産はどうなるのかを見てみよう。彼の記述は必ずしも明確ではないが、遺贈の権利

が家族への（遺贈によらない）相続よりも優先するように読める（たとえば第七十二節）。しかしロックによれば子は親の財産の最小限の部分を相続する権利を持っているから、遺贈は残りの遺産の範囲でしかできない。遺贈者にも受贈者にも、その残りの遺産に対する強い権原があるとは言えないが、それを所有者の死亡後先占されるべき共有物とするよりは遺贈の権利を認める方が妥当である。ただしこれは自然法ではなくて実定法が決めることである。

——以上が著者によるロック所有論の解釈の概要である。彼は最後に、ロックの考える所有権が市民社会の成立以前も以後も同様に特別権であることを指摘し、私的専有正当化のための二つの議論——人間的ニーズの充足と「労働の混入」論——がいずれも成功していないと結論する。

第七章「歴史的権原——いくつかの難点」は、ロックの議論もその一例だった、特別権的私的所有論の一般的な批判を行うが、著者はここでノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』の歴史的権原理論を取り上げる。それはノージックの説がほとんど純粹な、抽象化された特別権理論だからである。著者は歴史的権原理論における「獲得の正義」と「移転の正義」を色々な理由から批判するが、その反論の中心は、歴史的権原理論には現実の合意も仮定的合意も得られないだろうというものである。

第八章「私的所有を支持する一般権基底的議論」では、これまで見た特別権に代えて、一般権によって私的所有を手段として（＝間接的に）弁護する試みが提案される。著者がここで有望だと見なすのは、私的所有を消極的でない積極的自由の実現のための手段とする見解である。著者も認めるように、積極的自由と呼ばれるものには、独立性、他者による道徳的承認、自律、規律と責任、政治参加など多様な観念が含まれる。積極的自由を重視する思想は、社会主義の場合のように私的所有に批判的であることがよくあったために、T・H・グリーンに代表される十九世紀末のイギリス観念論のような例外はあるものの、私的所有の弁護論のために持ち出されることは少なかったが、著者は

以下の部分でそれを復興しようとする。

著者は第九章「ブルードンの戦略」で、そのタイプの私的所有弁護論が配分の問題にとっていかなる含意を持つかを考える。ブルードンは『所有とは何か』の中で、(積極的)自由のために所有が必要だとして私的所有権を導き出そうとするならば、万人に財産を平等に配分しなければならぬはずだと論じた。著者はこの議論の基本的な発想に賛成する。すると資源の専有による所有は資源の活用のために一応認められるが、その権利は絶対的なものではなく、「いかなる人も、自分を自由人たらしめるに足りるだけの財産を所有する権利を持つ」(p. 342)という強い配分的制約に服さなければならないということになる。

第十章「ヘーゲルの所有論」は、ヘーゲルの『法の哲学』の主として第一部第一章の議論を、一般権基底的な私的所有弁護論の最良の実例として検討する。著者によるとヘーゲルは、人間は対象に働きかけ、それを利用して支配することによってこそ意志を具体化し人格を発展させることができるようになると考えた。すると貧困は不自由をもたらしから重大な問題になりそうだが、ヘーゲルはこの問題を生存権か社会的な悪影響の問題としてしか見ていないように思われる。

第十一章「自己所有権と専有への機会」は、第七章と第八章で行った、特別権基底的私的所有弁護論に対する批判的議論をうけつぐものである。ここでの批判の対象は、「私的所有への人権は確かに存在するが、それは万人が私有財産を獲得する機会を持つ限り適切に尊重されている権利である。それはあらゆる人が現実には何物かを所有すること并要求する権利ではない」(p. 350)、「人々が持っている一般権は、財産を獲得する機会に対するものだけだ」(p. 351)という説である。著者はこの「機会」を形式的な意味で理解するならば、それはロックやノージックの特別権基底的議論の言い換えにすぎないと指摘する。彼らは自己所有 (self-ownership) のドクトリンから自己の才能への

権利を経て専有の権利を導き出すとするかもしれないが、著者によると、自己所有権を認めてもそこから外的資源の所有権を導き出せるとは限らない。なぜならあらゆる才能の行使は特定の社会的制度の中でなされるのだが、誰にもその社会的構造を提供すべき義務などないからである。へ一般権としての機会」という発想に戻ると、著者は（専有の）機会の平等は（財産所有の）結果の平等の手段にすぎないという議論を示唆する。大切なのは、一般的な行為のタイプについての自由ではなくて、個々の行為のトークンについての自由だということである。財産の平等よりも機会の平等の方が重要だという思想が正当化できるのは、財産所有の競争それ自体が自由を向上させるので意味があると考え、それをスポーツのゲームのように見なす見解を取る場合に限られる、と著者は主張する。

第十二章「万人に所有を」が本書の結論である。ここで著者はある程度の私有財産の所有を一般権とすべきだとする。「財産所有民主主義」を批判に対して擁護する。私有財産を認めることは財の再配分と矛盾し不平等に導いてしまふという批判に対しては、著者は常に再配分の要請に従うような私有財産の観念もありうると答える。また著者は積極的自由に必要なだけの財産は万人に配分されねばならないと主張するだけで、それ以上の厳格な所有の平等まで主張するわけでもないのである。著者は最後に、特別権による私的所有の正当化と一般権による正当化とは全く違うものでその両者の混同に注意しなければならないと強調する。問題は単純に私的所有に賛成するか反対するかではなく、その議論がいかなる考慮に基づいているかである。

(2) コメント

I 本書はロックの労働所有説とヘーゲルの人格観念に基づく私的所有論の分析的検討としては極めて詳細なものである。しかしそれは、私的所有正当化論の検討という同じテーマを扱っているがもっと簡潔なBecker [1977] や Grunebaum [1987] や Carter [1989] ほどこにも網羅的ではない。著者も第一章で認めているように、功利主義的な私

的所有正当化論（著者はそこに『政治学』第二巻におけるアリストテレスのものも含むが、それならばトマス・アクィナスも入れられるだろう）を正面から取り上げていないからである。中でも今日のアメリカの法学等に大きな影響を与えている「法と経済学」の発想については簡単な紹介しかないことは惜しまれる。

II 著者は第六章の結論で、ロックの労働所有論の二つの論拠——人間的ニーズに訴えるものと「労働の混入」論——のいずれも失敗しているとするが、この判断は苛酷にすぎる。

前者の論拠について言うと、著者はこの章の第六節で、ロックは土地の私的耕作だけを考えていて、土地を共有して耕作する可能性を考えていないという。だが人間は一般に共有財産には自分の私有財産ほどの配慮を払わない傾向があるということは誰でも知っている常識だから（こんなことにわざわざ典拠をあげる必要があるならば、上記のアリストテレスもトマスもつとに指摘している）、ロックが共有による土地の耕作の可能性を無視したのもそのせいかもしれない。灌漑などの必要のために農耕が共同で行われる必要がある社会は、ロックの知識の中にはなかったのだろう。またたとえロックが単純な不注意か先入観が原因で共同の耕作という選択肢を見逃したのであると、土地の生産性という点からすれば概して私的所有の方が積極的あるいは消極的共有よりも勝っているという主張は否定されない。

「労働の混入」論に関する著者の検討はもっと長大なものだが、私はここにも納得できない点がある。ロックが強調している〈労働は財の価値の大部分を作り出す〉という主張に対する著者の態度があまり明確でないからである。実際私は、著者がその主張を根拠とする労働所有論に対してどう反論しようとしているのかよくわからない。彼は「労働価値説」と題された本書の第六章第十節で、〈労働が使用価値の大部分を作り出す〉という議論が〈労働を混入する〉という観念の難点を幾分か救うことができる」と認めている（そしてさらにマルクスの労働価値説との相違を述

べる)。しかし彼はロック流の〈使用価値の労働説〉が、〈労働の混入〉という確かに比喩的な観念を抜きにして、それだけで労働による私的所有権の正当化になるとは考えていないようだ。だがその理由は明らかでない。彼はその節に続く第十一節から第十三節では「この議論〔労働混入論〕に依存することはないが、それでも専有者の権原を説得的に弁護する」(p. 194) 議論の候補として、人格との一体化による議論、創造的活動による議論、道徳的功績による議論の三つを批判的に検討するが、これらの議論とロックの〈労働価値説〉との関係も明らかでない。

その中の二番目の創造による議論は、〈労働が価値の大部分を作り出す〉という主張と調和する。そうすると、著者がはつきり言っているわけではないが、創造による議論に対する著者の批判は、ロック風〈労働価値説〉による私的所有正当化論への批判にもなるのだろうか。創造による議論とは、「労働者は原料を創造するわけではないが、原料から対象物を構成して創造する」(p. 198) という事実が所有の権原になるという議論である。この解釈に対する著者の批判は、①その議論は、造物主である神が被造物に対して持つような絶対的な支配権を専有者に与えてしまうが、それはロックの考えている所有権よりも強すぎる、また②ロックは現実になんかことを言っていない、というものである。

この批判に答えることは難しくない。①について——ロックの神学的前提を受け入れれば、人間による価値ある財の創造は神の世界創造と似た点もあるが、後者ほど豪儀な創造ではないから、そこから生ずる所有権は神が持っている支配権に比べればよほど制限されたものである、と主張できよう。

②の批判について——ロックは『統治論』第二篇の第三十六—七、四十一—四十三節で、土地を含めて財の価値の大部分を作り上げるのは労働だと力説する。そして次の第四十四節で「以上すべてのことから次のことが明らかになる。すなわち、自然の諸物は共有物として与えられているが、人間は(彼自身の主人であり、自分自身の身体とその行動

または労働の所有者であることよって) 自分自身のうちに所有の大きな基礎を持っていた」(かっこは原文のまま)と書いている。また彼はその前の第二十七節で「彼[すべての人間]の身体の労働とその手の働き(Work)は、まさしく彼のものである」と言っていたし、すでに第一篇第四十二節でも「正義は万人に自らの誠実な勤勉の産物(the Product of his honest industry)への権原を与える」と言っていた。さらに言えば、彼は『人間知性論』第四卷第四章第九節の中で「他人が誠実な勤勉で所持しているものを他人からその同意なしに取る」ことを不正義の典型としてあげているし、『寛容についての書簡』には次のような文章がある。

「現世の生活のために必要なものは」労働と勤勉とよって (labore et industria) 獲得されねばなりませんし、またこれまでも獲得されてきたものなのです。というのは、善く、そして幸福に生きることにするために必要なものは、ひとりでに生み出されはしないからです。……しかしながら人間の不正直さは、彼らの大部分が、自ら労働して入手するよりもむしろ他人の労働による成果を進んで享受しようとするようなありさまです。〔平野版六八―九ページ〕

これでもロックは〈労働による価値創造〉による私的正当化論を唱えていないとは、私にはとても思えない。ウォールドロンは『統治論』第二篇第四十、四十二、四十四節に触れて、「しかし彼が労働の効果として述べているのは、有用な財そのものではなくて有用さである。ロックがこの使用価値の労働説を創造者の権原というドクトリンと結び付けようとしている印はどこにもない」(p. 200)と云うが、私は「有用な財」と「有用さ」の区別はここではペダンチックなものにすぎないと思う。もしロックが使用価値の創造者はその価値に対する権原を持っていると考えていたならば——私はそう考えないよりもそう考える方がはるかにもっともらしいと思うが——、彼は創造された価値を持っている財への権原をその創造者に認めただろう。なぜなら、ある財の使用価値への権原を認める一番単純

明快な方法は、その財を使用（享受、消費、譲渡を含む）する権利を認めることだからである。理論上は、創造された使用価値を別の形で補償すればその財を取り上げても構わないと考えられるかもしれないが、使用価値の測定が困難であること、および専有者には随意にその財を譲渡する自由があることを考えれば、価値創造者に財への私的所有権を認めるにしくはない。

ウォールドロンはロック解釈を離れてもっと一般的に、〈価値の創造による所有権〉という発想を批判している。ここで批判されるのは、現代のオーストリア学派の経済学者イズラエル・カースナー (Israel Kirzner) の議論である。カースナーは、資源というものは発見される前はある意味ではそもそも存在していないのであり、発見者は発見によってそれを創造するのであるとして、発見者の所有権の正当性を裏付けようとするが、ウォールドロンは次のように反論する。

創造と発見には類似性があるが（たとえばいずれの場合も、前に資源を見つけた人はいない）、その類似性をどのように確定できるのかは、創造の道徳的重要性の基礎についてもっと詳しい説明がなければ不明である。「……」ロックの理論では、創造者の唯一の実例は神である。そして所有に関する現代の議論では、考えてみるように言われる唯一の思考実験は、無からの資源の創造を含むものである。どちらも日常的な観念ではない。「……」魔術師が創造した物に対する彼の権原を与えるのは、魔術の中の一体何なのか。それを知るまでは（そして、それをどのようにして知ることができるのか）、日常の人間の事業を奇跡の力の魔術に同化しようとする道徳上のアナロジーには困難がある。(p. 200f. cf. p. 279 n. 45)

私はウォールドロンが創造という観念をあまりにも狭く取っていると考える。財産権は物理的な関係ではない。それは財に関する人々の間の規範的關係である。ここで重要なのは財が人間にとって利用可能か否かであって、物理的

な意味で、あるいは全知の神の目から見て、存在しているかどうかではない。夜空の星のように人間の手が届かないものは、所有権の議論では存在しない。こう考えると、「無からの資源の創造」は決して神秘的な奇跡ではなく、ごくありふれた活動である。海の魚をとった漁師はその魚を人間にとって利用できるものにした。荒地を開墾したロックの農夫はその土地を肥沃な農地に変えた。これらの資源は漁師や農夫の労働によって無から創造されたのである。またカーズナーが主張していることだが（そしてウォールドロンは紹介していないことだが）、財の交換や投資も新しい価値の創造として見られるから、〈価値の創造による専有〉の発想は、所有権の原始取得だけでなく、譲渡による所有権取得の正当化の役に立つ。

私はロックが狩猟や採集や商業活動までも明確に〈労働による価値の創造〉と見なしていたとは主張しない。しかしそれは彼が賛同できた観念だったと考える。『寛容についての書簡』の英訳者である Popple は、私が二ページ前に引用した部分の前半を「なぜなら、われわれの生活の快適な支えとして必要なそれらのものは、自然がひとりで生み出すものではなく、またわれわれにすぐ使えるような形で与えられるものでもない」（生松訳三八六ページ）と訳したが、私がかここでゴシック体によって強調した部分は Popple の加筆だった（その部分への平野の訳注を参照）。だが〈財の入手可能性はその財の価値を高める〉というこの観念がロックの受け入れられないものだったと考えるべき理由は無い。

要するに、ウォールドロンが〈創造による議論〉をロックに帰さない点でも、またその議論が成功していないと主張する点でも、私は彼に賛成できない。

Ⅲ Ⅱの議論との関係で、ウォールドロンが第十一章第三節「自己所有権の観念」で行っている（再）配分的正義論弁護にも触れておこう。ここで彼はヘロールズの配分的正義論は個人の才能を社会の共有財産とみなしており、自己

の身体に対する基本的な権原を根本から否定している」というノージックの有名な批判に対してロールズを弁護して、次のように答えている。——ロールズが社会の共有財だと言っているのは、個人の才能ではなくて、その配分である。才能の發揮から生ずるあらゆる利益は、おそらく非金銭的な利益も含めて、すべて特定の社会的な制度があってこそ初めて可能になるのだから、その制度を離れた「自然」な利益とか「ノーマル」な事態の推移なるものはありえない。しかしロールズは別に強制労働を正当化しようとしているわけではなく、財政的・再配分的な福祉制度を提案しているにすぎない。ある人がその才能を利用して財を専有するチャンスがそのような特定の制度の下では認められないからといって、その才能を取り上げたことにはならない。「自己所有権は自分の利益のために自分の才能を行使できる」という権利を何ら与えるものではない。」(p. 408) ——

しかし私は次のように反論したい。人の才能それ自体ではなくその配分が社会の財産だと言うことは、そもそも意味をなすかどうかとも怪しい(森村「一九九四」二九六―七ページ)。しかし仮にそれが意味をなすとしても、ウォールドロンは正当化できる社会制度の内容について自己所有権の思想が全然影響を及ぼさないかのように書いている点で間違っている。もしその思想を受け入れれば、人は自分の才能を(他人の権利を侵害しない限り)好きなように行使できるのである。もしその自由を認めないような制度は不正である。自己所有権論者は自分の才能が自分の利益になるような制度が正しいと主張しているのではなくて、自分の才能を自由に行使できる制度が正しいと主張しているのである。従って、後者の制度の下で、たまたま自分の才能への需要がないといった理由で自分が思わしい利益を得られなくても、それは自己所有権論者ならば甘受する事態である。彼らが主張しているのは、(個人の才能(あるいは労働や努力)には、制度のありかたとは独立に客観的に測定される価値があって、個々人はその価値に従って利益を得るに値する) というものではなく、(人々は、自己の才能の支配権を前提として自由な交渉の結果生じた利益を得る

(少なくとも一応の) 権利を持つ——その利益の大きさがどうであれ)——ということである。

個人の才能の行使から生ずる利益は、その人が属する社会がなければ生じなかっただろうが、だからといってその利益が社会全体のものと思なされるべきではない。なぜなら当該の個人はその利益の発生にとって不可欠だったのに、その社会を構成している他のいかなる人も不可欠ではなかったからである。私が属している現代日本社会はある財産家の資産形成にとって不可欠の条件だったかもしれないが、私がいなくてもその人の資産形成には何の妨げにもならなかったろう。(なお私はここで今日の日本社会の制度に不正なところがないなどと主張しているのではない。) そしてある(正当な) 社会に属している人は、そのことによって安全や自由の保障、公共財の享受といった形でそれぞれに利益を社会から得ているのだから、それを超えて、へ他の人々が彼ら自身の才能の利用によって作り出した利益の配分を要求する権利を各人は持っている) と考えるためには、強力な理由づけが必要である。ウォールドロンのように、自己の才能の自由な行使から利益を獲得する道徳的権利など全然ないと主張するためには、やはり自己所有権の思想そのものを斥けなければならない。最後に、ロールズは強制労働を認めようとはしないという指摘について言うと、そのことはロールズが個人的自由の重要性を高く評価しているところから来ているのだが、自己所有権の発想なしに個人的自由を高揚することは困難である。

IV ウォールドロンは積極的自由の表現のために財の再配分を提唱するわけだが、その主張に対しては次のような疑問がある。

第一に、彼は積極的自由と区別され、通常は自由尊重論的私有財産弁護論と結び付くと考えられている、消極的自由の重要さにほとんど関心を示さない。彼は消極的自由に(機会の獲得のための手段) という意味しか認めていないようにも見える (pp. 410f.)。彼は近刊の『所有と自由』という書物の中で消極的自由と私的所有の関係をもっと詳

しく論ずると予告しているが (p. 294 n. 17) 一九九四年九月現在、私の知る限りその本はまだ出ていない。

第二に、著者が積極的自由という包括的な名前の中に含める観念の中には、所有権あるいは財産権の用語ではなく生存権の用語法で論じた方がよいものがある。たとえば経済的に他人に従属しない生活のために必要なものは、安定したある程度の生活の水準が保証されていることかもしれないが、それに対する権利は、特定の財に対する排他的支配権である財産権ではなくて、福祉の権利である。福祉の権利は確かに国家や社会に対して財産の再配分を要求するかもしれない。だがそれを所有権の名で呼ぶことは議論を混乱させる。

第三に、福祉権に含められないような積極的自由——たとえば自己責任とか自己主張とか他者による道德的承認——を実現するために、著者が想定しているらしいほど豊かな財産が必要かどうか疑問がある。著者はその提唱する一般的な財産権の対象について決して明確ではないが (たとえば持ち家も含むのか?)、生産活動の原料の所有を支持する議論をしている (pp. 310-3)。だが自己責任や自己主張のために必要なものは、現実の財の所有よりもむしろ所有の権利能力が認められているということだろう。自己責任や自己主張は、無条件に与えられる財産の利用によるまでもなく、財産の獲得の機会の利用において発揮されうる。いやむしろ、責任感を養うためにはミニマムをこえる福祉給付は有害だとさえ主張されるかもしれない (pp. 420 f. と比較せよ)。

最後に、以上の疑問を別にしても、積極的自由を万人に対して実現するために必要なことは〈誰にもある程度の財産が保証されている〉ということであって、〈財産保有の大きな不平等そのものが存在しない〉ということではない。問題は天井の高さではなくてフロアの高さである。小さな閉鎖的な共同体の中ならばともかく、現代社会では大金持ちだからと言って他人の生活を支配する (〈影響を与える〉のとは違う) ことはできない。また彼らは国家に比べれば、富の全体のごく一部を有しているにすぎない。従って、富める者の富は、再配分政策のためのポケットとして頼

らざるをえないかもしれないという点においてだけ重要になるはずである。ところがウォールドロンは、「平等（主義）」という言葉を使うことによって、絶対的に貧しい人々の存在という問題と相対的な貧富の格差という問題を混同する傾向がある。

### 3 シモンズの『ロック的権利論』

A・ジョン・シモンズ（一九五〇年生まれ。ヴァージニア大学哲学教授）の本書（Simmons [1992]）は、彼がその後同じ“Studies in Moral, Political, and Legal Philosophy”シリーズの一冊として発表した『アナーキーの端に——ロック・同意・社会の限界』（Simmons [1993]）と姉妹作をなすものだから、理想的には両者を一緒に紹介すべきだろうが、私は後者を熟読する余裕がないので、ロックの所有論を扱った部分を含む前者だけを取り上げる。なおシモンズは後者の書物の中で時々前者の書物に言及しているが、その逆の方向の言及はない。

ロックの政治哲学、特に『統治論』の研究は多いが、著者によれば本書は其中で権利論についての最初の体系的・本格的な研究書である。しかし題名が『ロック的権利論』であって『ロックの権利論』ではないことに注意されたい。著者の解釈方法は、歴史的というよりも自覚的に分析的なものである。著者が検討するのは、ロックの精神に基本的に沿っているという意味で「ロック的」ではあるが、ロックの書いたことをさらに改善するような最善のヴァージョンである（ロウ）。本書全体を貫く主張は、ロックの議論はよく考えられがちなような一枚岩的なものではなく、多様な論証の方法に訴える多元的なものでありうるということである。ロックの思想の個人主義的性質を強調する解釈も、キリスト教的性質を強調する解釈も、ともに一面的だというのである。著者はまたロックの議論は単に歴史的な意味しか持たないのではなく、現代の道徳・政治哲学にとっても興味深いものであると主張する。

本書は右に概要を紹介したような方法論的、前書きを含む短い「序論」を別にすると六章からなり、前の二章が総論なら、あとの四章は多かれ少なかれ相互に独立した各論である。ここでは所有権に関する最後の二章に重点を置いて紹介する。

### (1) 内容の紹介

第一章「ロックの道徳理論の構造」は彼の理論の中に理性主義的要素と主意主義的要素が共存していることを指摘する。著者の解釈によれば、ロックは『統治論』第二篇で何度も言っているように自然法の究極的な目標を人類全体の保全にあると考えたが、自然法の個別的な内容（それは第二篇第六節の中にスケッチされている）は行為功利主義的ではなくルール帰結主義的に、あるいは時には義務論的に考えていた。

第二章「ロックと自然権」はロックが『統治論』の色々な個所で述べている権利をいくつかの仕方で分類する。一つの分類は(1)自己統治という「一般権」、(2)原始的な所有権、親子の間の権利などを含む「同意によらない特別権」、(3)政治的権利、夫婦の間の権利、通商における権利などを含む「同意による特別権」に分けるものだが、ロックが(1)以外の権利も「自然権」の名で呼ぶのかどうか、彼の用語法は曖昧である。著者はこの章の最後で自然権（およびその現代的形態である人権）の思想に対する現代の様々の批判、特に権利の制度・社会依存性を強調する批判に答える。

第三章「処罰権」は、ロック自身「ある人々には大変奇妙な学説と思われるであろう」（『統治論』第二篇第九節）と書いている、自然状態において万人が持つとされる処罰権の検討である。一般的に言って、刑罰の正当化という問題はしばしば論じられるが、誰が処罰の権利を持つかという問題はあまり論じられない。それはノージックのような強硬な個人主義者を別にすると、今日のたいていの人が、処罰の権利を持つのは国家のはずだと初めから安易に想定

しているからだろう。ロックの議論はそのような前提を見直す手掛かりになる。著者は「万人が持つ自然権としての処罰権」という観念が直観的に説得力があると考え、ロックの説の洗練と発展を試みている。著者の結論は、現実の多くの政治社会における処罰は正当化できないかもしれない、その場合私人には処罰権が残っているかもしれない、というものである。

第四章「権利と家族」は家族（召使も含む）内の権利義務関係を検討する。「統治論」の第二篇第六章「父権について」は直前の第五章「所有権について」とほぼ同じくらい長いし、第一篇も多くの個所でこのテーマに触れているのだが、今日のロック研究者は処罰権と同様に家族内の権利にあまり関心を払っていないから、これらの権利に関する著者の議論は貴重である。ロックは結婚や主人―召使関係の契約的性質を強調しており、その関係の多くは契約によって決定される。しかし親子の間の権利義務は契約によるわけではない。著者はその関係の根拠として、子を生むことによる配慮の義務や、親が与えた過去の恩恵に対する返礼の義務などをあげている。著者が次の章で取り上げる所有権との関係で問題になるのが遺贈と相続の権利である。ロックの中には、私有財産を所有者の自由な処分の対象と見る発想（これは遺贈の自由を支持する）と、基本的に家族全体のもと見る発想（これは家族の相続権を支持する）が共存している。著者は遺贈の自由も相続権も絶対的ではなく、社会への義務によって制約されるとする。この章の最後ではロックの反・家長主義（patriarchalism）と反・パターナリズムが平行していることが指摘される。後者の要素は『統治論』よりも『寛容』についての書簡』において一層明確である。

第五章「所有権」は本書の中で最長の章である。ここでは節ごとに著者の議論を要約する。

①「自然な所有権」――ロックの労働所有論は、所有権を近世自然法論者のように契約の産物として見るわけでもなく、ホブズのように国家によって作り出されたものとして見るわけでもなく、合意によらない自然権と見なす所に

特徴がある。ロックは相続や困窮者のニーズや任意の譲渡も財産取得の原因として認めているが、『統治論』第二篇第五章で論じている労働による取得は、原始的所有権取得の唯一の原因である。ロックが考える所有権は決して絶対的なものではないが、譲渡や処分権限は含んでいる。

②「労働——複数の議論」——その章におけるロックの関心は、〈原始的共有から契約によらずに私有がいかにして生ずるか?〉である。この原始的共有は普通「消極的共有」と解されているが、むしろ個々人が等しい持分権を持つ（しかし特定の持ち分への権利ではない）「可分的積極的共有」と解すべき余地がある。

ロックは私的所有を正当化する議論として、Ⅰ人間のニーズと神の意図からの議論（第一篇第八十六―七節、第二篇第二十五―六節など）とⅡ労働混入論（同上第二十七―八節）を提出している。両者は独立の議論である。Ⅰは、人類の保全という神の命令の実現のためには人類全体にとっての財を増加させることが必要だが、そのためには労働者が自らの産物の所有権を持つ制度が望ましい、という帰結主義的なものであり、Ⅱは、個人が自己の身体と労働について持っている権利が所有権の基礎になるという自然権的議論である。

③「労働——返答と再構成」——ここでは右の二つの議論が検討される。Ⅰには二種類の疑問がある。第一に、自己保全のためには大地の産物への排他的所有権ではなくて利用権さえあれば足りることが多いだろう。第二に、資源の私的専有が万人の状態を向上させるとは言えない。

Ⅱの労働混入論に対してはさまざまの批判がなされてきた。たとえば労働を対象物に混ぜるとは比喩にすぎないとか、なぜ最初の労働者だけが所有権を得られるのかとか、なぜ認められる権利がたとえば単純な利用権ではなくて完全な所有権なのかとか、生産の能力や道具そのものが個人ではなくて社会が作り出したものだとかいったものである。もっと一般的には、所有権とは純粹に規約的な関係であって、ロックが考えているような自然権ではないと批判され

よう。しかしロックの議論を次のように再構成すればこれらの批判に答えることができる。——ロックにとって労働とは自由で意図的・目的的な活動である。対象物に働きかけることはそれを自分の継続的なプロジェクトと計画に取り込むことである。そして自己統治の権利は自己の身体だけでなく自己のプロジェクトにも及ぶと考えることができる。「労働の混入」という比喩をこのように解釈すれば、労働の対象物への権利が排他的であり、長期にわたる支配を要求することも正当と思われる。また社会的な産物であっても、正当に購入した物は自分の物である。ただしこのようにして擁護された私的所有は、今日の法体系で認められている所有権ほど広範で強力なものではない。

④「所有への制約」——ロックは所有権について「十分性の制約」と「腐敗（むしろもつと広く、浪費）の制約」という二つの制約を課したが、両者は他の人々への公正という義務論的理由によっても、人類の効率的保全というルール帰結主義的理由によっても正当化できる。「十分性の制約」については、ロックはこれをそもそも専有の条件として述べているのではないとする解釈も有力だが、その解釈はとりにくい。なぜなら彼は万人に自然の恵みに対する公正な取り分があると考えているようだからである。ではこの条件をどのように解すべきか？ それは他者による同様の専有の機会を失わせることを禁止するもの（「厳格な解釈」）なのか、それとも彼らの物質的状態の悪化だけを禁止するもの（「弱い解釈」）なのか？ おそらくその中間の解釈——人々に独立した生活の機会を失わせるような専有だけが禁止される——が正しいのだろう。ただこの制約の具体的明確化は極めて困難である。たとえば、未来の人々も考慮に入れられているのだろうか？

⑤「貨幣」——ロックは腐ることがない貨幣の導入によって、貯蔵できる富の量が増え、そのため土地が希少になり、人々の間の貧富の差が拡大するが、そのような帰結は正当化されると考えた。彼がその正当化のために持ち出す論拠は、マクファーンソンが示唆したような、万人が貨幣の導入によってよりよい暮らしを送れるようになるというもので

はなく、人々は貨幣使用に同意したことによって暗黙のうちにもその結果にも同意したというものである（第二篇第三十六、五十節）。しかしこの議論は成功していない。なぜならそのような同意を不平等への解釈することは無理だし、またそもそも貨幣使用への同意は随意的なものではないからである。結局ロックは貨幣がもたらす道徳的問題を十分に意識していたとは言えない。

最後の第六章「正義と慈愛」は、所有権について前章で触れられていないいくつかの問題を取り上げる。最初の問題は「自然状態から政治社会に移ると所有権には何が起きるのか？」である。ロックがこの点について語ることは少ない。しかし彼は所有権が完全に規約的な権利になってしまふと考えたというタリーの解釈は取れない。せいぜいのところ、国家は土地の所有権をいくらか制約できるにすぎない。ロックにとっては国家は自然法を実現するためにあるにすぎず、根本的な再配分をするためにあるのではない。著者はこの点でロックが保守的にすぎたと批判している。著者は次にロックの正義観が功績とか平等とかいった配分のパターンの考慮を入れないということから、ロックの正義論とよく似たノージックの正義の「権原理論」の検討に移る。著者はノージックの正義論を批判し、「ロックの権利論はノージックのものよりも広い権利の観念を受け入れるか、正義の要求を制限あるいは凌駕する競合的考慮を弁護するかしなければならぬ」（p. 32）と結論する。著者はノージックの権利論にはないがロックの権利論にはある、困窮者が「慈愛」の給付を要求する権利（バックルの書物の紹介の中ですでに引用した）を検討するが、ロックが明示的に認めている権利よりも強い、独立した生を営めるに足る権利を認めるべきだと主張する。著者は最後に、ロックの権利論が本人から遠い者よりも近い者や自分自身の利益を優先させるといふ事実を検討して、その非対称的な取り扱いが限定された妥当性を持つことを指摘している。

(2) コメント

I 本書はウォールドロンの『私的所有への権利』第六章と同様ロックの議論への分析的アプローチをとっているが、ロックの議論を現代の読者にとって説得力あるものにするために、ウォールドロンよりも積極的に解釈者の自由を行って使っている。シモンズは「ヘロックはそんなことを言っていない」という批判には動じないだろう。彼は「確かにそれは事実かもしれないが、ロックは私の解釈に反対することも言っていない。私が提出したのはロック的な権利論の望ましいヴァージョンである。もし今彼が生き返れば、私の(再)解釈に賛成するだろう」と反論できる。彼の再解釈の方向は、ロックの思想をキリスト教神学や伝統主義的な権威から解放し、さらに平等主義的要素を強調することである。私は特にこの方法が第四章では成功していると思う。また第二章の最後の方で共同体主義からの権利論批判に答える部分も、言い訳がましくなくむしろ攻撃的で痛快である。

私は「ヘロックの議論が多元的な基礎を持っているので、ある一つの基礎が失われたとしても全面的に成立しなくなるようなものではない」という著者の基本的な見方には賛成である。この見方はロックの思想の一面(たとえばキリスト教思想やシャフツベリーの党派)だけを強調しがちな一部の思想史家の観点よりも無理がない解釈を許すだけでなく、その現代的な意義に注目することも容易にする。なお著者が全部で七百を超える脚注の中で英語圏の多くの研究文献に言及し、しばしば批評を加えていることもありがたい。これらの注を豊富な参考文献表や丹念な索引とともに利用すれば、現代英語圏のロック研究の動向が分かるだろう。

しかし私は所有権論の中の重要な点で彼の解釈に賛成できない部分があるので、それを次に述べる。

II 著者はロックの自然状態における大地と万物の「共有 (community)」を「消極的共有」とみなす通常の解釈に疑問を呈する。彼による解釈は、日本の民法学でいう「共有」の状態に近いが、その論拠は十分とは思えない。

著者があげる第一の論拠は、人は自己の身体の所有権を持っている（『統治論』第二篇第二十七節）ということである。第二の論拠は、ロックが正当な専有の範囲に限界を設けているということである。第三の論拠は、特に第一篇で、人間全体が被造物を使用する共通の権利が認められているということである（pp. 239 f.）。しかし第一に、自己所有権は資源の共有とは無関係である。第二に、ロックの「十分性の制約」を著者が考えるほど強い制約と解すべきかどうか疑問である（後述IV）。第三に、被造物に対して人々が共通に持つ権利は、支配権としての所有権というよりも、まだ誰のものでもない限りそれを専有できるという単なる能力と解する方がロックの所有論全体と調和する。

Ⅲ 著者は私的所有の導出の議論として「人間のニーズと神の意図からの議論」と「労働混入論」の二つだけしか取り上げてない。「労働の混入」という表現は比喩にすぎないとして片付けられることが多いのだが、著者はそれを真剣に取って、そこに〈目的的活動への取り込み〉という専有の正当化の論拠を読み込もうとする。それ自体はロックの文章を離れているとはいえない彼の思想と矛盾するとは思えないから構わない。しかしその代わりに、著者はロックが強調した〈財の価値は大部分が労働による〉という議論を「人間のニーズからの議論」の一環としてとらえるだけで、独立した私的所有権論になるとは考えない。彼はそのような弁護論を二つの個所で別々の理由で批判している。

シモンズはある個所では、ロックが〈価値の増加〉による弁護論をどこでもはつきり述べていないだけでなく、その弁護論では、労働の対象物への所有権ではなく、価値の増加分に対する所有権しか正当化できないと主張する（pp. 219 f.）。しかしすでにウォールドロンの本へのコメントのⅡで述べたように、ロックが〈労働による価値の創造〉を私的所有権の根拠と考えたと解すべき強い根拠が存在する。そしてなぜ労働者が生産物の価値増加分だけではなくその物全体への所有権を持つのかという点、ロックによれば財の価値のほとんど大部分が労働の産物だから（『統治論』第二篇第三十七、四十一—四十三節）、あとの僅少の価値を共有に残すのは煩わしいばかりなのだろう。労

働による価値の増大によってその労働者以外の人々も間接的に利益を受けるのに、彼らがその僅少の配分について権利を主張するとしたら、それはけちくさいとロックは考えたのだろう。

今紹介した個所のすぐ前で、シモンズ自身も労働者に労働の産物を与えるルールをロックに帰しているが、それは〈創造による権利〉という権利論的な理由によるものではなくて、「労働を奨励する一つのよい方法は、労働者に生産物への権原を与え、そうすることによって、全員にとって最善のことを労働者に(間接的に)奨励することだからである」(p. 243) というルール帰結主義的理由によるものである。従ってそれは前述の「人間のニーズからの議論」に包含される。だがなぜ労働者に与えるべき褒賞が正にその生産物でなければならぬのか? 「最も単純な答は、配分されるべき財がそこには他にない、というものである。…労働者に報いるために手にはいる唯一の財は、その労働が生み出したものである」。それ以外の褒賞のシステムは実用的でないというのである (ibid.)。私はこの理由づけでは不十分だと思う。確かに生産物への権利をその生産者に認めるべき理由の中には、シモンズが言うように、世界全体における財を増加させるという目的もあるだろう。しかし生産者の権利がそのことだけに基づいていると考えるのは不自然である。ロックは〈創造者には創造物への(基本的)権利がある〉と考えていたと解釈する方がはるかに自然である。

シモンズが〈創造による権利〉による私的所有弁護論を斥けるもう一つの個所は、「労働混入論」の検討の中にある。彼はそこで〈創造による権利〉を持ち出す「ワークマンシップ・モデル」(これについてはバックルの本の第三章第三節の紹介で触れた)を批判して次のように言う。——神による創造と人間による創造とは、その性質が全く違ふ。われわれは自分自身の創造者ではない。外物の創造について言えば、ロックは所有論の中で狩猟や収集や農業における専有について語っているが、工業的生産については語っていない。神は世界を創造したが、人間は外物を操

作し変化させるだけである。人間は価値の創造はするかもしれない。しかしロックがそのことを述べているのは、彼が私的所有の正当化を論じた部分のずっと後（第四十、四十二節）である。（p. 256-60）——このような議論への反論もウォールドロンの本へのコメントのIIで述べたからそれを繰り返すことはしないが、「所有について」の章の中の〈労働による価値の増加〉の位置という、シモンズだけが持ち出している論拠についてはこう答えたい。確かにロックは狩猟や採集による専有は専ら自己保存の要請によって説明したかもしれない。しかし第三十二節以下で述べられる、農業による土地（および農作物）の専有については〈創造による権利〉の考慮に頼っているように見える。彼はその節以後、土地を「改良する」(improve) ことによる専有について繰り返し語っている。〈労働による価値の増加〉の観念が初めて本格的に説明されるのは第三十七節だが、この観念は土地所有に関する議論全体の中で前提されているのである。

IV 次に著者による〈充分性の条件〉の解釈にも問題がある。著者はそれを専有の必要条件と解しており、確かにその解釈を示唆する文章はある（たとえば第二十七、三十三、三十五—六節）が、それらの表現は必ずしも明確ではない。結局この問題はロックの主張全体を見て決すべきである。するとここで重要なのは、彼が貨幣の導入による財産の不平等を人類全体にとっての価値の増大という論拠によって正当化していることである。彼は〈充分性の条件〉を、シモンズの言う「弱い解釈」の形で考えていた結果として、この条件が歴史的経過によって満たされなくなることはなかったと信じていたか（Buckle [1991], pp. 156-9の解釈。この場合、「十分に、そして同じようにたっぷり」と）は共有物が物理的な意味で残っていることではなく、社会の中にある享受可能な富の量が減らない——かえって増加する——ことで満たされると解される）、あるいは歴史の初期の段階でしかあてはまらなかったと信じていた（Waldron [1988], ch. 6 sec. 15の解釈）と考える方が説得力がある。シモンズは文明化の恩恵を主張するロックの議論

を過小評価しているように思われる。

シモンズは「それ「充分性の条件」は、物質的福利のレベルが「専有によって」減少しないことだけでなく、独立と機会をも要求する」(p. 294)というが、その主張を指示する証拠をあげていない。彼はロックが貨幣の導入によってもたらされる不平等の正当化に失敗していると主張する個所でも、『イギリスの日雇労働者』の方がアメリカの『国王』よりもよい生活をしているとロックが示しても、それは公平な取り分という限界がロックのイギリスにおいて『乗り越えられた』ということを示すものではない。というのは、その日雇労働者は「生計への」機会とアクセスの点でアメリカ人よりずっと悪い状態にあるかもしれないからである——食べ物と着る物はよいとしても」(p. 302)と主張する。

シモンズが物質的豊かさよりも独立性を重視するのは自由だが、それはロックの考えではないようである。ロックは農耕を知らないアメリカの住民がいくら豊かな資源を与えられていても(第二篇第四十一節)、農耕を知らないために「貧しくみじめ」(needy and wretched. 第二十七節)だと考えた。また彼は自己保全の権利を「肉や飲み物、さらには自然が人間の生存のために与えてくれるその他のものに対する権利」(第二十五節)と、物質主義的に言い換えている。そこには独立した生計への言及はない。実際ロックは、人が日雇労働者として生計を立てることや、「自分を一定の期間、他人に売ることにより、自分自身をその人間の召使いにする」(第八十五節)ことに何ら問題を見だしていなかった。シモンズも別の個所(p. 176 p. 33, p. 261-3 p. 102)でタリーに反対してウォールドロンと同様正当に指摘しているように、ロックの所有権は譲渡可能であり、その自己所有権の観念は賃金労働と矛盾しない。人は自分が労働によって獲得したものだけでなく、自分自身さえも、自己保存の義務に反しない限り(つまり具体的には、一時的に、そして契約による権力に従うだけである限り)売買することができるのである。労働者は生産手段

を持たず生活のためには労働力を売らざるをえないから不自由だといった発想には、ロックは風馬牛である。賃金労働者も外的な拘束を受けていない以上、立派に自由な人間である。ロックが産業資本主義を擁護しているというマーク・ファーンソンの主張は、ロックの意識された意図についてはともかく、その所有論の含意についてみれば正当な点を持っていた。

ロックは、貨幣の導入によって土地の専有が進み多くの人々がそれまでの共有地（というよりも、消極的共有だから、むしろ無主の土地）へのアクセスを失うとしても、彼らはそれを補って余りあるほどに生活水準が向上するのだから構わないと考えていたのだろう。ロックの想定によれば、原始的な状態では人口が少ないことも手伝って人々にとって十分以上の資源が存在したが、彼らはその資源を有効に利用しなかったので現代人に比べれば貧しい生活を送っていた。「最初は全世界がアメリカだった」（第四十九節。強調は原文イタリック。第八節も参照）。ロックは貨幣導入以前の相対的に平等な原始状態を、決して羨むべき状態としては描いていない。（Hont and Ignatieff [1983], esp. pp. 39-41 [邦訳四五―七ページ]を見よ。)

文献（次回掲載予定分を含めて本文の中で言及したもののほか、言及しなくても参照した重要なものをあげる。「」内の出版年は、私が利用した版のものであり、初版や初出の年とは限らない。外国語の文献で邦訳をあげたものは、引用の際にそれを用いたが、少し変えた箇所もある）

・ロックの著作

『統治論』：Laslett, Peter (ed.) [1988]. *John Locke : Two Treatises of Government*, Cambridge U. P. [第二篇のみの邦訳]  
 『統治論』（宮川透訳）『世界の名著 ロック ヒューム』（大槻春彦編、中央公論社、一九八〇年）

『人間知性論』：Niddich, P. E. (ed.) [1975]. *An Essay concerning Human Understanding*, Oxford U. P. 『人間知性論』（全

四冊) 大槻春彦訳、岩波文庫、一九七四―七七年)

『寛容についての書簡』…平野耿訳「一九七〇」『ラテン語・日本語対訳 寛容についての書簡』朝日出版社「英訳からの邦訳  
「寛容についての書簡」(生松敬三訳)『世界の名著 ロック ヒューム』(前掲)」

・その他の文献

伊藤宏之「一九九二」『イギリス重商主義の政治学―ジョン・ロック研究』八朔社(本書の初版は一九八九年に青樹社から出  
たそうだが未見)

生越利昭「一九九二」『ジョン・ロックの経済思想』晃洋書房

加藤節「一九八七」『ジョン・ロックの思想世界』岩波書店

桜井徹「一九八九」『所有の観念における労働と合意』『一橋論叢』一〇二巻一号

桜井徹「一九九〇」『私的所有の道德的根拠』『一橋研究』一五巻二号

下川潔「一九八九」『リベラリズムとリバタリアニズムにおける労働所有権論』『中部大学国際関係学部紀要』5

下川潔「一九九二」『ジョン・ロックのプロパティ概念』『イギリス哲学研究』第一五号

下川潔「一九九三」『生越「一九九二」の書評』『イギリス哲学研究』第一六号

田中正司「一九六八」『ジョン・ロック研究』未来社

田中正司「一九七九」『市民社会理論の原型』御茶の水書房

種谷春洋「一九七二」『アメリカ人権宣言史論』有斐閣

友岡敏明「一九八六」『ジョン・ロックの政治思想』名古屋大学出版会

三島淑臣「一九九二」『近代の哲学的所有理論』『法哲学年報 一九九一』有斐閣

森村進「一九九四」『アナーキー・国家・ユートピア』のために』(Wolff [1991] 訳書の解説)

Ashcraft, Richard (ed.) [1991], *John Locke: Critical Assessments*, Vol. 3, Routledge.

- Becker, L. C. [1977], *Property Rights*, Routledge.
- Brocker, Manfred [1987], *Kants Besitzlehre : Zur Problematik einer transzendentalphilosophischen Eigentumslehre*, Königshausen und Neumann.
- Brocker, Manfred [1992], *Arbeit und Eigentum : Der Paradigmenwechsel in der neuzeitlichen Eigentumstheorie*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- Buckle, Stephen [1991], *Natural Law and the Theory of Property : Grotius to Hume*, Oxford U. P.
- Carter, Alan [1989], *The Philosophical Foundations of Property Rights*, Harvester Wheatsheaf.
- Cohen, G. A. [1986], "Self-Ownership, World-Ownership and Equality", in F. S. Lucash (ed.), *Justice and Equality, Here and Now*, Cornell U. P.
- Gauthier, David [1986], *Morals by Agreement*, Oxford U. P.
- Grunebaum, J. O. [1987], *Private Ownership*, Routledge.
- Hont, Istvan and Ignatieff, Michael [1983], "Needs and Justice in the *Wealth of Nations*", in Hont and Ignatieff (eds.), *Wealth and Virtue*, Cambridge U. P. [「ホント・イグナチエフ」『富と徳』(水田洋・杉山中平監訳) 未来社 一九九〇年)]
- Lantz, Goran [1977], *Eigentumsrecht — ein Recht oder Unrecht? Liber Tryck* [「レン」『所有権論史』(島本美智男訳) 晃洋書房 一九九〇年)] (原書は未見)
- Macarten, Alan [1978], *The Origins of English Individualism : The Family, Property and Social Transition*, Oxford U. P.
- 「マクフォーレン」『イギリス個人主義の起源——家族・財産・社会変化』(酒田利夫訳) リポレポート、一九九〇年)]
- Macpherson, C. B. [1962], *The Political Theory of Possessive Individualism : Hobbes to Locke*, Oxford U. P. [「マクフォーレン」『所有的個人主義の政治理論』(藤野涉他訳) 合同出版 一九八〇年)]
- Mensch, Elizabeth and Freeman, Alan (eds.) [1992], *Property Law*, Vol. I, Dartmouth.
- Narveson, Jan [1988], *The Libertarian Idea*, Temple U. P.

- Nozick, Robert [1974], *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books [「ノージック『アナキー・国家・ユートピア』上・下(嶋津格訳、木鐸社、一九八五・八九年)】
- Olivecrona, Karl [1974], "Appropriation in the State of Nature: Locke on the Origin of Property", *Journal of History of Ideas*. (repr. in Ashcraft [1991])
- Reeve, Andrew [1989], *Property*, Macmillan [「リーヴ『所有論』(生越利昭・竹下公視訳、晃洋書房、一九八九年)】
- Ryan, Alan [1984], *Property and Political Theory*, Basil Blackwell.
- Ryan, Alan [1987], *Property*, Open U. P. [「トーマン『所有』(森村進・桜井徹訳、昭和堂、一九九三年)】
- Simmons, A. John [1992], *The Lockean Theory of Rights*, Princeton U. P.
- Simmons, A. John [1993], *On the Edge of Anarchy: Locke, Consent, and the Limits of Society*, Princeton U. P.
- Stein, Peter [1980], *Legal Evolution*, Cambridge U. P. [「スタイン『法進化のメタヒストリー』(今野勉・岡崎修・長谷川史明訳、文真堂、一九八九年)】
- Tully, James [1980], *A Discourse on Property: John Locke and his adversaries*, Cambridge U. P.
- Waldron, Jeremy [1988], *The Right to Private Property*, Oxford U. P.
- Wolf, Jonathan [1991], *Robert Nozick, Polity Press* [「ワルフ『ノージック』(森村進・森村たまき訳、勁草書房、一九九四年)】